

各種約款等 新旧対照表

新	旧
<p><さわやか信用金庫投信取引約款></p> <p>第1章 投信取引</p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) 当約款は、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様とさわやか信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託電子サイン取引規定」等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">2025年12月</p>	<p><さわやか信用金庫投信取引約款></p> <p>第1章 投信取引</p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p><u>(追加)</u> 当約款は、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様とさわやか信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>以下同左</p> <p style="text-align: right;">2020年4月</p>

新	旧
<p><特定口座約款></p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「さわやか信用金庫投信取引約款」、「自動けいぞく(累積)投資約款」、「投資信託電子サイン取引規定」および「定時定額購入取引取扱規定」等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">2025年12月</p>	<p><特定口座約款></p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、<u>他の取引規定・約款等の定めるところによるものとします。</u></p> <p>以下同左</p> <p style="text-align: right;">2021年4月</p>
<p><非課税口座約款></p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「さわやか信用金庫投信取引約款」、「自動けいぞく投資(累積)約款」、「特定口座約款」、「投資信託電子サイン取引規定」および「定時定額購入取引取扱規定」等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">2025年12月</p>	<p><非課税口座約款></p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「さわやか信用金庫投信取引約款」「自動けいぞく投資(累積)約款」および「定時定額購入取引取扱規定」の定めるところによるものとします。</p> <p>以下同左</p> <p style="text-align: right;">2025年4月</p>
<p><自動けいぞく投資約款></p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、さわやか信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託(以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。)について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく(累積)投資に関する取決めです。</p>	<p><自動けいぞく投資約款></p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、さわやか信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託(以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。)について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく(累積)投資に関する取決めです。</p>

新	旧
<p>当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「さわやか信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、「投資信託電子サイン取引規定」、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">2025年12月</p>	<p>当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「さわやか信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。</p> <p>以下同左</p> <p style="text-align: right;">2020年4月</p>
<p><定時定額購入取引取扱規定></p> <p>1. ～9. (省略)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理手数料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「さわやか信用金庫投信取引約款」、「投資信託電子サイン取引規定」および「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">2025年12月</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><定時定額購入取引取扱規定></p> <p>1. ～9. (省略)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理手数料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「さわやか信用金庫投信取引約款」、「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p>以下同左</p> <p style="text-align: right;">2024年1月</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>